

## ◎ 教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等を規定

## 【法令名】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和元年12月11日 号外第181号 74ページ
【法令番号】	令和元年12月11日 法律第72号
【管轄省庁】	文部科学省
【施行期日】	令和3年4月1日から施行 ※附則第2項の規定は公布の日〔令和元年12月11日〕から、第6条第1項の改正規定及び本則に1条を加える改正規定は令和2年4月1日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 教育職員への労働基準法第32条の4の規定の適用 公立の義務教育諸学校等の教育職員について労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるよう、地方公務員法第58条第3項の規定の適用について必要な読替え規定を定めることとした。(第5条関係)</p> <p>2 教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等</p> <p>(一) 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(2の(二)において単に「指針」という。)を定めるものとした。 (第7条第1項関係)</p> <p>(二) 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとした。 (第7条第2項関係)</p>
【改正される法令】	・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)